

## 「弁論主義か、対審主義か……」

Jacques Normand, *Le juge et le fondement du litige, Mélanges offerts à Pierre Hébraud, 1981 の紹介*

堤 龍彌

### 一 センス

わが国では、防御権ないし対審主義に関する議論が、これまで直接的に研究対象とされることが少なかったように思われぬ（ゆいとむ、弁論権・審問請求権に関する議論がこれに近いところづきか）。間接的には、訴訟物論争において、又は主要事実と間接事実の問題において、不意打ち禁止として問

「弁論主義から対審主義へ……の紹介」提

遮断するが、それは原告に対する不意打ちになる等。それらの原・被告に対する不意打ちを避けるためには、裁判官の積極的な証明活動が義務として要請されるを得ず、実務の現状ではそれは困難であるとして、旧理論の立場から、それらの負担を処分権主義の枠内に押し止めようとしてきた。他方、弁論主義の適用に関する主要事実と間接事実の区別においても、重要な間接事実については不意打ち防止の観点から弁論主義の適用を認め、当事者の主張がなければ裁判所はそれらの事実を採用しないと議論し、せいぜいその提出を促す証明権の行使に期待するに止め、又重要でない主要事実は弁論主義の適用外として自由に裁判官の裁量に委ねてよいとする。

(1) いづれも不意打ち防止の問題を弁論主義(又は処分権主義)の枠内で、あるいはそういう観点からのみ論じ、それに関連して裁判官の事実(又は法)に対する主導権の範囲を画してきたといえよう。

しかしながら、防御権の尊重ないし対審主義と弁論主義の問題とは、理念的には明確に分けうるものであり、かつ実際にその相違点がまさに浮き彫りにされた形で現れる場合が存在する。すなわち、フランスでは、事実(又は法)法について訴訟物論争とも絡んでいるが)に関する当事者の明確な

主張がない場合、又は当事者の主張とは異なったそれを裁判官が訴訟の解決にとって重要と考える場合、それを一概に当事者の主張責任(弁論主義)の問題としてのみ処理するのではなくて、むしろ適正、妥当かつ経済的な見地から、積極的、後見的に(もともと、かような場合、我が国でも、弁論主義の枠内でどの程度積極的証明ができるか、あるいはこれに関連してどの程度の心証披瀝が可能かという観点からの議論はなされているが、それ以上に、その枠を越えて)、どこまで職権を行使して紛争を妥当な解決に導いてゆけるかという観点からの議論が、近時の民訴法の改正を契機に表面化してきている。これは、かりに本来ならば弁論主義(又は処分権主義)の枠内で処理すべき(又はしてきた)問題を、それとはむしろ対立する形での防御権尊重ないし対審主義の問題として處理してゆこうとするものである。すなわち、裁判官が争訟の解決に決定的と考える資料(事実又は法)<sup>(2)</sup>が当事者の弁論に現れていない場合、弁論主義(又は処分権主義)を遵守すれば、裁判官は、せいぜいその提出を促しうるにすぎないわけであるが、フランスでは、さらにかような場合、弁論主義(又は処分権主義)に(若干語弊があるかも知れないが)違反しても、対審主義さえ遵守されれば—すなわち、当事者の対審

的な弁論の俎上に載せられれば—それらの資料を職権で採用しうるとする考え方が判例理論の検討を通じて明らかにされてきている。これは、民事訴訟（目的）観、裁判官の役割に対する考え方の変化もあるが、形式的には、近時の民事訴訟法の改正がそのような裁判官の職権強化の傾向を促進しているといえよう。<sup>(3)</sup>

もともと、かのような議論に関連して、他方で、わが国では、法については裁判官の自由な評価に任されている面が強いわけであるが（もともと、旧訴訟物理論を前提とすれば、法的評価の変更は訴訟物自体の変更につながることが多い）、この点について、今度は逆に、当事者の支配をある程度認めてゆく必要があるのではないか、当事者による法的評価の裁判官に対する拘束を何らかの形で考えてゆこうとする考え方も明らかにされている。具体的には、法的評価にも弁論主義的考え方を導入しようというのではなく、やはり広く防御権尊重（ないしは対審主義）という観点から、当事者の主張と違った法的観点を裁判官が採る場合は、事前に当事者に示してその弁論に載せる必要があり、それをしないと違法になるという形で問題にされている。

これら一見全く逆方向への思考態度が、それぞれどのよう

に関連するのか—同じ根源、発想から出でているものなのか、一方が他方の反動として、相容れないものとして出されているのか—興味のあるところである。仮説としては、防御権尊重（対審主義）をマルクマールとして、それが事実的側面に関する法的側面では弁論主義（「事実は当事者に」）を弱める形となり、法的側面では裁判官の自由な職権的活動（「法は裁判官の知るところ」）を規制する形となつて現れているのではないかと考えている。<sup>(4)</sup>もともと、前者の面においても、当事者の申立書（conclusions）の範囲外の事実でも裁判官は必要とあれば防御権（対審主義）を冒さない限り職権で顧慮しうるという趣旨ではわが国でいう弁論主義をいわば無視する形となるわけであるが、かような見解によつても全くの無制約ではなく、一定の範囲内の事実（たとえば（当事者が明示的に申し立てていない部分をも含んだ広義での）弁論（débat）、請求の原因（cause）、訴訟資料（pièce de la procédure）又は訴訟記録（dossier）内に現れた事実）に限られるようである。又後者の面においても、法的評価は自由だという前提そのものが、訴訟物理論の立て方によつては、わが国でいう処分権主義違反になる可能性を孕んでいる。それゆえかのような当事者による裁判官の法的評価への規制も、旧訴訟

物理論に立っていたときは、大部分処分権主義の問題として当事者の主導権・自主性が確保されていたのに對し、Motulsky (新訴訟物論者) の影響を強く受けたとされている新法の下では、もはや処分権主義違反による歯止めが利かないことも考えられ、それゆえ防護権理論を使っての当事者による裁判官の法的評価への規制として、裁判官の職権強化の下で若干弱められた形で、当事者権が再生したのではないかと憶測している。比喩的に言えば、事実及び法の取扱いに關し、弁論主義及び処分権主義がそれぞれ左右から中央の対審主義に収束しつつある現象といえようか。

いずれにせよ、かようにわが国とフランスでは、もちろん法理論を支える制度の相違もさることながら、理念的な思考方法としても歴史的・社会的にかなり異質な原理が支配していふようと思われる。

最近、ソーラーズ大学社会科学部の名譽教授である P. Hébraud に捧げられた記念論文集中の一編において、J. Normand 教授が以上のような問題について論じてゐるので、その論文の紹介を通じて、以下若干この問題について考えてみた。<sup>(5)</sup>

むりやり、裁判官の負担過重はフランスにおいてもわが国

とそれほど変わらないと思われるが、フランスにおけるかよりな裁判官の職権強化は、同時に義務的なものとしても当然作用する面を持つており（裁判官の職権に関する規定である新法七条二項、一二条三項等は「*どうか（peut）*」となつてゐるが、当事者間の公平を考慮すればかなりの程度義務的ともならざるを得ない面を持つてゐると解すべきである。もっとも、その違反が直接上訴の対象となるかは、わが国での積権・積明義務（民訴法一二七条）の問題と同様、訴訟政策上からも議論があり、フランスではそれはあくまでも「権利」であつて「義務」ではないとされているようである。後述注（24）、n. 21 参照）。そのような面から評価すれば、かような傾向を一概に当事者主義に反するとして非難ばかりはできず、むしろ社会政策的・福祉国家的な思想の現れとして把握すべき点もあるらかと思われる。

「裁判官と訴訟の基礎 (Le juge et le fondement du litige)」と題されたこの論文は、要約してい�れば、裁判官は訴訟上の請求の根拠となる構成要素（事実及び法）についての程度の主導権・職権行使しうるか、を論じたものであるが、その視点を從来のわが国のように弁論主義ないし処分権主義の觀点からのみでなく、むしろそれと微妙に交錯する

対審主義ないし防護権尊重の視点からの考察・検討しよへども

いるといふにその特色があるようと思われる。  
それから、この論文を理解するうえで重要なポイントになるものとして、著者の民事訴訟（目的）観ないし民事裁判官像にも触れておく必要があろう。すなわち、裁判官の職務は争訟を解決することであつてそれを引き起さうとするではないとの見解に対して、それは訴訟上の請求（*objet des présentations*）に対してだけであつて、請求の根拠（*fondement des préventions*）には関係ないと著者は言ふ（n° 38、原注（138））。

かく、「裁判官は、具体的な資料（*éléments matériels*）が弁論（*débat*）中に存在するにあらず、自らそれについての論争（*contestations*）を提起するにあらず」とが、又しなければならない」（同上）と主張する。また「裁判官の職務は、紛争をただ鎮めるだけではない。彼に付託された具体的な事件において、法を述べるにあらず、同様にその職務に属する」（n° 42）と述べてゐる。

以上を前提にして、以下著者の見解を論文にそつて考察してゆくことにすれ。

論文の構成は三部に分かれており、まず「まえがき」の部分で、著者のいの問題に対する取り組み方・視点を明らかに

し、一般的な概観を施したのか、第一二部（一一改正の構造）では、A 改正のいわゆる、B 改正者の意図（事実・法・対審）を探究し、第三部（一一改正の運用）において、著者は、自己の見解をも若干交えながら、主としては破毀院のこの問題（事実及び法に対する裁判官の主導権の範囲）に対する態度（判例の傾向）を明らかにしようと努めている。

(1) 以下で防護権の尊重とは、「かしあたりわが国でいう不意打ち防止とほぼ同義で使うことにし、又対審主義も、厳密に言えば議論が存するようであるが、こゝでは防護権尊重と同義（いの意味では対審的討議の可能性で足りよう。著者は、本論文では明確でないが、出だしの意味で使ひてこられる—cf. Normand, Office du litige, Détermination des éléments de l'instance, Juris-Classeur de procédure civile, fas. 151, 1974, n° 76) なこしほの「適用形態（いの場合は、積極的証明にかばん近い）として使うことにする。たゞえ、かような意味では弁論主義（又は处分権主義）も証明権も対審主義も、程度手段の差はあるべく防護権尊重のための機能概念、その「適用形態であると言える。わなみに、証明権は、本来弁論主義の枠内でその不備を補充するものであるが、対審主義は、それを一步越え、その枠外でも機能しうる概念であると言えよう。

(2) なお、法については、以下でも詳しく述じるよう、フランスにおいても、一応職権探知主義が支配していると言えるわけであるが、それにもかかわらず、当事者による明示の主張と異なる

法的観点を裁判所が採らうとする場合は、事実資料の場合と同様、当事者に対する不意打ちを避けるために対審主義の要請が論じられているのである。

- (3) かような取扱いは、一見敗訴の当事者には不公平な訴訟活動と映するであろうかもしれないけれども、適正な（いわゆる落ち着きのよい）裁判をするというのは洋の東西を問わず裁判官の職業的本能とも言うべきものかもしれない、又指摘されるような訴訟経済的・促進的な配慮からすれば、対審主義が実質的な形で（その程度・具体的な行使態様がまさに問題となるわけであるが）後述<sup>n.21</sup> 参照）保障される限り、一考に値する法技術ではなかろうかと考える。もっとも、かような見解に対しては、前記裁判官の公平の問題以外にも、裁判官が考える（あるいは作り上げる）事件に、何故訴訟の主体たるべき当事者が組み込まれ、又は裁判官の目でみた紛争の場において半ば強制的な形で、当事者が議論しなければならないのか、との反論も予想される。かような「裁判官の役割」論を背景にした議論について、筆者は、いまだ明確な見識を持つに至っていない。しかしながら、一国の訴訟制度が、かつての極端なまでの当事者主義からかような職権主義的考慮を加味した訴訟制度に変わつてあるのは、それなりの理念的・実務的な要請があることは確かであり、そういう訴訟政策的・現実的な配慮を無視した役割論だけでは、なお不十分なものと言わざるをえないのではないか。本稿の紹介も、一つには、比較法的にそのような背景を探究しながら、色々の制度的可能性を明らかにしようとするものに他ならない。

徳

田・後掲・民商法雑誌七六巻一号五一頁及び同・吉川追悼二二六頁がある。

- (5) なお、この問題に関するフランスでの文献については、本論文の脚注を参照していただきたいが、それ以外に、我が国では、とりわけ徳田和幸助教授が、フランスにおける防御権の問題につき精力的に研究を進められ、既にその成果がいくつか発表されている（紹介）「モトユルスキ将来の民事訴訟法典のための序説・一九七一年九月九日デクレによる民事訴訟の指導原則の確認」民商法雑誌七三巻五号一二三頁以下（一九七六）、「フランス民事訴訟における防禦権理論（一）（一・完）—最近のフランス民事訴訟法改正の一断面—」民商法雑誌七五巻六号四頁以下・七六巻一号三二頁以下（一九七七）、「フランス民事訴訟における防禦権と法適用」民事訴訟雑誌二六号三一頁以下（一九八〇）、「法領域における手続権保障」吉川大二郎博士追悼論集・手続法の理論と実践上巻一二五頁以下（一九八〇）。なお、北村一郎・フランス判例研究（四）判例タイムズ四五号六六頁以下（一九八一）にも、本論文が対象としているフランスの対審主義に関し、要領のよい解説がなされている。従つて、それ以上に、取り立ててここで論じ、付加することはないようにも思われるが、かような問題については、フランスでの一つの有力説たりうる「Normand」の論文でもあり、又若干違つた視点も採り入れられて、いるようにも思われる。で、あえて蛇足を恐れずに、その紹介を試みる次第である。
- (6) なお、フランスでは処分権主義(principe dispositif)という言葉を、広義を使っており、いわゆるわが国で言う弁論主義をも含めて用いているようであるが、便宜上、本稿では原文に捉われ

ないで、その内容に応じて一不正確ながらわが国の概念に近づけ  
べし」が、(1)の用語を使い分けているらしい。

## II-1 (おとがせ)

「手続のリズムを促進し、かつ事実の真相により近く、よ  
りいっそう法に適つた、よりよい裁判を施すために、裁判官  
の権限が、この十年間で著しく進展した。」かような書き出  
しで、まず著者は、一般的に一九七一年デクレに始まる民訴  
法改正作業における裁判官の権限の増大化について述べる。  
伝統的な当事者主導型の訴訟手続は、表面的・制限的なもの  
となり（新民訴法一条以下引用の条文はとくに断らない限  
り新民訴法の条文を示す）、代つて裁判官による監督（実質  
上は職権進行型）の強化が謳われている（三三条）。とりわけ、  
一般的な職権証拠調べの導入（一〇条）により、証拠の探究  
においてそれが顯著である。訴訟の構成要素（とくに当事者、  
訴訟物）についても、伝統的な不干渉の肯定を前提としたう  
えではあるが、多かれ少なかれ広範囲な例外がそれに結び付  
かれている（とくに、著者は、第三者の訴訟関与に関する  
裁判官の主導権の強化（三三三二条）を挙げている）（n°1）。

そして、かような変動を生ぜしめている問題のうち、あつ  
とも微妙なものが、本論文で問題にしようとしている訴訟上  
「弁論主義から対審主義へ……の紹介」堤

の請求の基礎 (*fondement des préventions litigieuses*) を  
対象とするものである。これまで非常に長い間、事実資料  
の弁論への供給に際して、また適用法条の選択に際して、裁  
判官と当事者のそれぞれの役割についての議論がなされてき  
た。「」の問題は、単なる技術（やり方）云々で済むもので  
はない。言い換えれば、本質的には当事者の私的利益が問題  
となつてはいるが、公益上の考慮に無関心ではいられない公  
権力機関に服しているところの紛争に関して、どうまで私人  
(当事者) の支配力（主導権）が及ぶかを知ることが問題な  
のである。」これにつき、通説は、訴訟上の請求の根拠とな  
る「事実」の排他的選択権を、当事者に認めている（六条。  
しかしながら七条<sup>(7)</sup>一項、一二三条参照）。従つて、その不提  
出によつて生じる危険（不利益）を当事者が負担すること  
(事実主張責任) を一応肯認している。  
それでは、「法規範の選択権は誰が持つているのか、誰が究  
極のところ論争の場及び裁判の法的根拠を決めるのか」当事  
者なのか (Hébraud)<sup>(8)</sup>、それとも裁判官なのか (Motulsky)<sup>(9)</sup>  
(n°2)。」の点につき、伝統的な判例によれば、「裁判官は、  
たとえその適用が当事者によつて明示的に主張されていなく  
とも、その事件を支配する法律に従つて争訟を解決しなけれ

「はだひだ」(Civ. 20 fevr. 1854, D. P. 1854. I. 62) へ  
もれできだ。そして、新法は次のように規定してゐる。

「裁判官は、当事者がそれについて提出した呼称にかかるわいや、係争事実及び文書に正確な法的評価を与へ、又はこれを訂正しなければならぬ」(一一条 1項)  
「裁判官は、当事者によつて援用された法的根拠がどのようであれ、純粹に法律上の攻撃防御方法を職権で顧慮することがあら」(同 11項)。

改正法立案者の意図は、これらの法又が前記对立する学派の 15 (Motulsky) からの着想を得てこられたるかの分明かである。かように解した後、著者は、それに関連して裁判官の主導権がそれではじめまで拡大するのか、その限界を見究めぬことは、改正後間もない現段階では困難であるといふ (n° 3)。

この点に關する破毀院の態度は、なお不明瞭なものである。されば、原審の裁判官の行為が、四条(处分権主義)違反なのか、七条 1 項(弁論主義)違反なのか、あるいは一六条(対審主義)違反なのか、当事者も破毀院もなお不明瞭な主張及び認定をこねりはじめるのである。そのいふが、ひいては裁判官の事実及び法に対する有効性を「権限の範

囲」をあこがれんとする、と指摘せざるべく (n° 4)。これを明確にするため、以下に著者は、かゝる改正者の意図をもう一度探究し直し、それとの関連でいの問題に対する判例の傾向を明らかにしようとした試み (n° 5)。

(7) 本稿で引用する条文の邦訳については、谷口安平 = 若林安雄 = 上北武男 = 徳田和幸・注釈フランス新民事訴訟法典・法務資料 第四三四号(一九七八)を参考にさせていただいた。

第七条 1 項「弁論の資料中、裁判官は、当事者がその請求を基礎付けるためへと援用しなかつた事実であることを考慮に入れねばならない」

(8) Hébraud, Rev. trim. dr. civ. 1955, 700, 1960, 609, 1966, 125, 1967, 203, 1971, 193; Rapp. Rapport de synthèse, Journées d'Etudes des Avoués près les C. app., Gaz. Pal. 1975. II. Doctr. 538 et s., spéc. 540-541; La vérité dans le procès et les pouvoirs d'office du juge, Ann.

Université Sciences Sociales de Toulouse, 1978, p. 396 et s.  
■ R. Perrot, Le rôle du juge dans la société moderne, Gaz. Pal. 1977. I. Doctr. 91, spéc. p. 97 et 98; R. Martin, Le fait et le droit ou les parties et le juge, J. C. P. 1974. I. 2625.

(9) Motulsky, Prolegomènes pour un futur code de procédure civile, La consécration des principes directeurs du procès civil par le décret du 9 septembre 1971, D. 1972, Chr. 91, n° 33, 43 et 44 (Écrits, Études et notes de procé-

dure, t. I, p. 275 et s.) ——徳田・前掲・民商法雑誌七二(卷五号)

——[II]實論 ; Cours de Droit processuel, Ed. Montchrétien, 1973, p. 198.

(10) 第一条「裁判官は、あいの場合は、対審主義を遵  
守せねばならない。」

裁判官は、当事者により援用又は提出された攻撃防衛方法、説明及び文書を、当事者が対審的に弁論することができた場合のみ、裁判の基礎とすることができる。」

## 2 (一)改正の構造

訴訟上の請求の基礎に関する裁判官と当事者のそれぞれの権限の分配は、長い間、請求の原因 (*cause*) 概念が引き起こす論争によって支配され、不明瞭にされてきた (トランベ民事訴訟における伝統的な訴訟の不变性の原則 (*Principe de l'immétabilité du litige*) によれば、当事者も裁判官も訴訟の枠組み (当事者及びその資格、請求の目的及びその原因等) を変更できないとされ、従って裁判官も当事者の主張する請求の目的・原因に拘束されてしまった)。すなわち、請求の原因を、法的に評価された事実の総体とする説 (Hébraud) と、当事者によって主張された法的評価とは別の、請求の根拠として援用される事実の《複合体》(complexe) 又は《事実体系》(édifice de fait) によるものとする説 (Motulsky)

「弁論主義からの対審主義へ……の紹介」堤

との間に存する争いは、妥協するといふのを知らなかつた。かく定義の選択は、裁判官の権限のうえに直接的な影響を持つた。前説によれば、裁判官は当事者により主張された法的評価に拘束される。後説によれば、裁判官が法条及びその評価の選択権を有する、そして、その法的評価の自由は、法条を適用するに際し請求の根拠として主張されたのとは別に事実を取り上げてはいけない義務によってのみ拘束されたいだ (n° 6)。

ところが、一九七一年デクレに続く新法は、この論争を一挙に解決してしまつた。大雑把に言えば、当事者が事実を主張し (六条)、「裁判官は、それに適用されるべき法規範に従つて争訟を解決する」(一一条一項)。そして、新法七条一項が、遠回しな表現を用いてその限界を画している (〔裁判官は、弁論 (débat) に現れない事実に基づいて、その裁判を根拠づけてはならない。〕) (n° 7)。

かかる、著者の関心は、かような改正者の意図が、果して前記論争の解決のみに止まぬのか、あるいはそれ以上の意図 (裁判官の職権強化) を有していたのか、という問題に移つてやく (n° 8)。

(11) ジュヌイ・モルゼー Jacques Mignot, *Immutabilité et évolution du litige*, 1977 (徳田和幸《紹介》民事訴訟雑誌) 五号

〔(1) 本件〔云々〕(一九七九)〕参照<sup>。</sup>

(22) Hébraud, Rev. trim. dr. civ. 1955, 699, 1959, 775, 1960, 514 et 709, 1966, 125, 1967, 203, 1971, 193; Rapport au V<sup>e</sup> Colloque des Instituts d'Etudes judiciaires, « La logique judiciaire », P. U. F., 1969, p. 23 et s. 又 Vizioz, Études de Procédure, p. 56 et s. 231 et s.; Cornu et Foyer, Procédure civile, P. U. F. 1956, p. 404; Vincent, Procédure civile, 19<sup>e</sup> éd., n° 383, p. 422; Miguet, op. cit., n° 40 et s.; R. Martin, op. cit., et note au J. C. P. 1975. II. 18107 sous Civ. 3, 15 janv. 1974.

(23) Motulsky, Principes d'une réalisation méthodique du Droit privé, Thèse Lyon, n° 81; Le rôle respectif du juge et des parties dans l'allégation des faits, Études de dr. contempor., Sirey, 1959, t. XV, Fasc. II, p. 355 et s. (Écrits, p. 38 et s.); La cause de la demande dans la délimitation de l'office du juge, D. 1964, chr. 255 et s. (Écrits, p. 101 et s.); prolégomènes, op. cit., n° 31 et s. (Écrits, p. 293 et s.).

A—改正の二点

それを検討するたまに、裁判官は、再び旧法時代の取扱いを振り返る。

請求の原因 (cause) が、実務上は、当事者がその請求の

根拠として主張するべきである事実の全体であることは事実の報知 (exposé de pur fait) として扱われてこないとは思われる。しかし、やがての事実資料には、訴訟記録となる書類 (pièces du dossier) から生ずるすべての資料 (たゞえ<sup>(14)</sup> 証明書、証人尋問調書、鑑定書等) が含まれていた。そして、それがが、請求の原因 (cause) の一部を構成するものとされ、他方で、それ以外の資料はすべて、弁論 (débat) 外のものとされた (n° 10)。

かねての原因によって區別された請求に対しても、「裁判官」は、比較的広い「職権」を持っていた。それは、《最も法的な意味において争訟を解決》<sup>(15)</sup>、《その適用が当事者によつて明示的には要求されていない場合でも、当該事件を支配する法律に従つて》<sup>(16)</sup>争訟を解決すべき義務の当然の代償と理解されたかった (n° 11)。かくして、正当な法適用のために、裁判官は、当事者がもつて明示的には要求されていなかが、より決定的 (déterminant) である事実を、請求の原因 (cause) を構成する資料の中から抽出せしむことが可能とされたのである。

かような裁判官の権限は、なにも原告の請求を根拠でなくためのみでなく、それを排斥する (被告の主張を根拠でなく)

すべての資料の収集に対しても行使されてもいたいとは仰つまでもない (n° 12)。

しかし、裁判官の主導権は、わいはそれ以上のものではなかった。その裁判の法的正当性を確保する責任上、裁判官は、主張・提出された事実・文書に対し、適切なる「法的評価」を与えねばならず、その結果、それは裁判官をして少なからず最初に主張されたそれとは別の法規範を当該争訟に適用すべくよう導く。そして、とりわけ、それのみで争訟の解決をもたらす新たな（別の）法規範の適用を正当化しらる事実資料を原因（cause）の中から取り出すために、当初の法的論争を全く放棄する権能が認められた (n° 13)。

しかしである、と著者は、過去十年間の判例の考察を通じて次のように指摘する。實際上は、非常に多くの場合において、裁判官による新たな法的評価は、多少とも請求の原因（cause）外の事実の考慮を含んでいたのではないか、それは裁判官の権限をもつてしても禁止されていたことではなかつたが、と (n° 14)。それゆえ、著者によれば、破毀院は、弁論主義と対審主義との狭間で苦慮してきたように思われる、とする。そして、かような裁判官の権限の拡大は、前者を犠牲にしてのみ形成されえたが、他方で、すべての規定が、

後者の尊重を確保するために用意されたもの、それがいかれに応するための処置であったことを指摘する。それは、疑いもなく新法の巻頭規定の基礎となつてゐる哲学である (n° 15)。

(14) 本論文で弁論 (débat) いは、我が國でから詐取調べを含めた広義の、いふやう「詐取」の意味で使つてよいのが多い。

(15) Req. 19 juill. 1888, D. P. 1889. I. 345.

(16) Civ. 20 févr. 1854, D. P. 1854. I. 62.

(17) Civ. 16 juin 1929, S. 1929. I. 309 によつて認められた原則。我が國流に言へば、詐取資料をもつて訴訟資料に代えたわけである。たゞ、不法行為責任の訴えを受理した裁判官は、訴訟記録を構成する様々な書類 (pièces du dossier) の中から過失 (faute) を構成するすべての事実を注意し採用するが認められた。Civ. 5 mai 1964, Bull. civ. I. n° 232, p. 180 etc. 原注 (27) 参照。

(18) Civ. 2, 21 janv. 1965, Bull. n° 61, p. 43, etc. 原注 (28) 参照。

(19) Com. 12 juill. 1948, Bull. civ. III, n° 182, p. 735, etc. 原注 (32) 参照。いへんかねば別途講のせよとある。当事者による主張された法的評価の裁判官に対する間接的・心理的な拘束力は認められてはいたようである。なお J. Normand, Le juge et le litige, L. G. D. J. 1965, n° 168 et 169 (特林《紹介》民事訴訟雑誌) 五百二十一頁、五百二十二頁 (一九六五) 参照。

## B—改正者の意図

かような卷頭規定は、新法によつて新たに規定されるに至つたものであるが、それを十分に理解するためには、それを鼓舞し、かつその改正作業にも密接に参画した H. Motulsky の未完の解説書 (*やなわら、Prolégomènes, op. cit.*) を読むことが重要であることを指摘する (n° 16)。

訴訟上の請求の根拠に関する規定は、事実 (fait) と法 (droit) の完全な分離に基づいていた。裁判官の役割と当事者のそれとの対立といふ、二つの調整された区別の上に構築されている。そして、この完全な分離は、第三番目の要素である対審 (contradiction) の媒介によつてのみ可能となることを付加しなければならないであるう、とする。かように解した後、以下著者は、新法典の順序に従つて、事実、法、対審に關する裁判官の権限について考察を続ける (n° 17)。

## (1) 事実

まず、裁判官の事実面における権能を画する基準となつてきた原因 (cause)—<sup>(20)</sup>には弁論 (débat) 一に含まれる事実資料に対する Motulsky の考え方自体に変化があつたことを指摘する。当初は、それを、請求の根拠として当事者により主張された事實資料に限つていたのに対し、一九六五年一〇

月一三日デクレの注釈<sup>(22)</sup>においては、もはやかのような制限は現れていないが、なお原因 (cause) 内容について非常に慎重な態度を示していた。しかるに、一九七一年九月九日デクレの直後から、弁論 (débat) の内容を非常に広義の意味で解して使つているように思われる、と指摘する。<sup>(23)</sup> そして、著者によれば、かよだな原因 (又は弁論) 概念に対する考え方の変化は、一九六五年 (旧民訴法八二条) と一九七年 (同デクレ一六条) に、初めて裁判官の主導権を対審の尊重に服従させる手続的技術が規定されたことによるものである、とされる (n° 18)。

## (2) 法

争訟を、それに適用せらるべき法規範に従つて解決すべき義務は、今後ますます大きくなる (一一条一項)。事実資料を法的に評価する権限 (義務) (一一条一項) は、もはや旧法下におけるそれのように、当事者の意思がもたらしうる有益な▽事実の範囲によつて間接的にも制限されていない。法文も、裁判官は、△当事者がそれについて与えた呼称に捉われ▽ではないことを明らかにしている。されば、一一条三項は、裁判官に、△当事者により援用された法的根拠がいかなるものであれ▽純粹に法律上の攻撃防御方法を職權で取

り上げる権能を付与してある。<sup>(24)</sup> じの規定から生ずる裁判官の主導権の範囲は、注釈者がかようなタイプの攻撃防御方法に非常に大きな意義（配慮）を置いているだけに、ますます大きなものとならうだらう、と指摘する。すなわち、必要な

事実が訴訟記録（dossier）に現れて、以上、注釈者の言によれば、

裁判官が、援用された民法一三八二条（一般不法行為による不法行為責任）の代りに、同一三八四条一項（無主物又は他人の行為による不法行為責任）を適用し、又は契約責任の主張に対して不法行為責任として取り上げるのは、純粹に法律上の攻撃防御方法なのである、と（n° 19）。しかしながら、当事者間で議論がなされている不法行為責任の型から、本来論争外に残っている他の型への転換は、少くとも部分的に違った情況（circumstances）の考慮が必然的に前提となる。たとえそのような違った情況が、訴訟記録の閲読（lecture du dossier）に際して明ふかになつたとしても、それ

「弁論主義から対審主義へ……の紹介」 場

れに關する当事者の説明（explications）を引き出した後でのみ、それらの攻撃防御方法を考慮することができると思すべきである。とする（網明義務、やむには後述の対審主義による制約を主張）（n° 20）。

### （3）対審

著者によると、これが改正の中では最も重要な部分であり、裁判官の権限の拡大も、これなしには理解されえないものであることを強調する。それゆえ、新民訴法典が、一九七一年デクレ（一六条一項）においては適切にも一般的な射程距離を持つものとして規定されていた予備的審問（interpellation préalable）義務を廃止したのは、無分別であったと批判する。むしろ、その後 Conseil d'Etat は、一一条三項の「純粹に法律上の攻撃防御方法」を職権で採用する場合にも、改めてその前に当事者への審問を先行させなければならぬ」とこれを確認している（n° 21）。

以上を整理すれば、まず裁判官は、当事者により主張された事実又は少なくとも訴訟記録（dossier）に現れた事実を考慮する義務を負つてゐるにやきない。他方、当事者により主張された法律構成は、原則として示唆の価値を出ない。それゆえ、法に関する当事者の支配は一次的な形でしか現れな

「やなわら、裁判官は、『弁論 (débat)』の際度内ド、当事者の選択の譲りを記正し、それにより争訟は『最も法的な解決』を与ふる権限を有しドンぬのや。以上が、改正指の意図ドぬる、と著者は幅々。ナシト、本論文の残った仕事へシテば、かよひだ意図が、実務 (判例) ドムヘて迎え入れられたかひいかが明ひるにヤエリハドぬれ (n. 23)。

(20) *同上* 111-112頁  
Cf. Parodi, L'esprit général et les innovations du nouveau code de procédure civile, Ed. Répertoire Not. Défrénois, 1976—*柴林安雄*《紹介》*民事訴訟雑誌* [同上] 111-112頁

Code civil, Cours D. E. A., Paris 1977 (Ed. Les cours du droit); Rapport de Synthèse au XI colloque des Instituts d'Etudes judiciaires, Poitiers 1977, Rev. trim. dr. civ.

1977, 569.  
(21) Note, S. 1954. 2.50 (Écrits, p. 339); Le rôle respectif du juge et des parties-, op. cit., n° 15 et s. (Écrits, p. 47); L'offre du juge et la loi étrangère, Mélanges Maury, p. 537 et s., n° 11.

(22) La réforme du Code de procédure civile par le décret du 13 oct. 1965 et les principes directeurs du procès, J. C. P. 1966. I. 1966, n° 70 (Écrits, p. 174).

(23) Prolegomènes, op. cit., n° 36-37, 43.

(24) オーレル・Motulsky の御歌 (Prolegomènes, op. cit., n. 46) によると、それはあくまでも権能 (Faculté) である義務 (obligation) ではないとされる。されば、当事者の一方が適用されぬことは全然考えてゐない他の法規や原則に照して争訟を検討しなかつた裁判官を、多かれ少なかれ非難する上場 (上場) にて破駁院が煩ふわれたんだねやね。

(25) Parodi, op. cit., p. 56-57; Cornu, Regards sur le titre III, op. cit., n° 184 et ss.

(26) C. E. Ass. 12 oct. 1979, Rassemblement des Nouveaux Avocats de France. その判決を説いた文献及びその意義 (上場) にて前掲論文参照。

### 3 (改訂の選択)

改正後、報告された事例をみてみるべく、対審主義違反を理由に破駁されたるケースが田立い。しかしながら、そのような場合でも、具体的な事案は、往々にして原審の裁判官が、弁論 (débat) 外で得、かつ当事者の討議を経てしない事実に基いて、その裁判を理由でひっくり返るのである。著者によれば、かよひだ裁判例の傾向は、ひひには裁判官の権限の範囲が、もだ不明確であるといふよりは、田井して、されど、しかしだが、それでは防護権の保護があらわれてこねば、

権限外の事実をも裁判官は斟酌しなければならぬのだらうか。

言い換えれば、当事者に与えられた予告 (avertissement) が、裁判官に対し、本来彼の有していな、特権(prérogative)を与える、又はその権限外の行為を治癒せよといふのだらうか、との疑問を提起す (n° 28)。一六条のみを理由に破毀していの判例からは、これに対する明確な解答は得られない。そこで、著者は、以下において、主としての点を明らかにすべく、直接裁判官の権限の範囲を扱っている判例の検討へと移行する (n° 29)。

まず、著者は、裁判官は、法である事実であり、新たな資料の持ち込みや彼に提出された法的構成の代りに彼独自の法的構成を用いることを、それほど望んでいるわけではないことを指摘する。それでは、何故裁判官による権限外の事実探知又はそれに基づく法適用が生じ、それが不服の対象とされるような事態が生じるのであるうか。著者によれば、それは、疑いもなく、負担過重な裁判官が、注意深く当事者から出された申立書 (conclusions) を読むことができないために、彼は、訴訟記録 (dossier) の迷路の中で途方に暮れてしまつのであり、結果として権限外の行為をし (弁論主義違反)、又防御権を冒してしまつのである。やなわら、破

敵詫がその破毀判決の中によく使う表現によれば、裁判官は『争訟関係を歪める (dénaturer)』ところのやうな (同様の)とは、申立ての対象についても生じている (すなわち、处分権主義違反) (n° 30)。

といひや、そのような事態が生じてゐるにせよ、判例を概観した全体の印象は、改正後も従来の慣行と断絶したものではない、というのが著者の感想である (n° 31)。

れて、この議論とは無関係に、弁論を構成する資料 (élément du débat) 外で、彼が決定的 (décisif) と判断する事実資料を引出し、それに基づいてその裁判を根拠づけることには、決して認められてこなかつたが、近時の判例は、むしろ、それで言う弁論 (débat) の範囲を、より制限的に解してゆこうとしているように思われる。すなわち、それらの判例からみても、訴訟資料 (pièces de la procédure) は、包含されているすべての事実を、弁論を構成する資料とみることは困難であるようと思われる、(n° 37)。そこで、裁判官の主導権 (pouvoir d'initiative) は、かくとも狭く解された弁論外には及ばない。すなわち、かくも限定された領域外では、裁判官は、自らの裁判を根拠づけるために、何ら当事者間で争いとなつていい点について論争 (contestation) を引き起こさなければならない。改正以後、多くの下級審裁判例は、それを忘れたがゆえに破毀されてきた。破毀院判例は、この点でも伝統的なままであった。そして、破毀院判例は、この点でも伝統的なままであった。そして、破毀院判例としては、四条 (処分権主義) 違反を理由とするものもあるが、より適切な七条一項 (弁論主義) 違反を援用してくる。以上に対し、裁判官は、具体的な資料 (éléments matériels) が弁論 (débat) 中に存在するか否か、自らの

ような論争を提起することができ、又しなければならないのである。それゆえ、問題は、すべていの弁論の限界を定めることがある、と指摘する (n° 38)。

かような判例の検討を通じて、著者は、改正の運用は、係争請求の根拠に關し裁判官に認められてきた権限に、何らの著しい変更をもたらしていないようと思われる、とする。破毀院は、見たところ伝統的な判例に忠実で、改正者の意図にはほとんど影響されていない状態にある、と指摘する。そして、そのような実務の現状において、裁判官が採りうる唯一の確実な改革は、あくまでも防御権 (対審主義) を尊重したうえでの、純粹に法律上の攻撃防御方法の職権による採用のみである、と主張する (n° 39)。

これに関連して、著者は、四条 (処分権主義)、七条一項 (弁論主義) 違反を理由に破毀されている裁判例を仔細に検討してみれば、むしろ破毀院による非難の対象となつているのは、対審主義の無視にあるのではないか、という仮説を立ててゐる。従つて、かりに原審の裁判官が、その考慮の対象とした攻撃防御方法を職権で採用する前に、当事者に促してその意見 (observations) を提出させていたとすれば、それでもその裁判は破毀されついたであらうか、との疑問を提起する。

かのような提案は、先に確認した破毀院の傾向（前回 n° 37～38 参照）とは、一見相容れないものである。しかしながら、近時、破毀院社会部は<sup>(28)</sup>、裁判官が、当事者による契約の履行の申立てを、契約上の損害賠償責任の角度から検討しようとするとときは、そのような裁判をするにつき、当事者が十分に対審的に話し合えるよう、弁論の再開を命じたうえでなら、その裁判にそのような法的根拠を裁判官が付与することを肯定している（n° 40）。

かような取扱いは、まさに前記仮説を擁護するものであり、かりにそれが正しいとすれば、破毀院は、弁論の拡大的解釈に必ずしも反対ではないとの結論を認めないわけにはいかないであろう、とする。そこから、著者によれば、破毀院は、改正後の調整機能の一部をなしている対審主義が細心綿密に尊重されることのみを要求しているのではなかろうか、とされる。

かように判例を分析してきた著者は、それでは、この問題についていかなる立場に立つのか。残念ながら、この点に関する著者自身の見解は、本論文においては、いまだ明確に展開されていない（n° 41）。

△かりに、ムードが明らかに裁判官の権限を拡大する方向

「弁論主義から対審主義へ……の紹介」堤

にありとこりてある。その手段（measure）は非常に不確定な状態に停滞し続けるであろう（Hébraud 教授の見方に、著者も賛成している）。そして、最後に、著者は、以上の分析から一つの結論を出すことは困難であるが、全体的な印象としては、判例は、改正後も従来からの慣行とは縁を切つていないことを探し、又その精神が根本的に変ってしまったわけでもなかろうとの感想を述べている。それにもかかわらず、大胆な考え方を表明している判例をどう理解したらよいのか。それが、特殊例外的なものなのか、今後の判例の方向を暗示するものなのか、この謎を解く鍵を見出するまでは、さむに非常な注意と忍耐と模索が必要であろう、としている。

本論文で検討してきた請求の基礎（根拠）に関する裁判官の権限について、著者自身は、Hébraud 教授を始めとする伝統的な見解を尊重しつつも、それをさらに一步踏み出そうとしているように感じられる。

著者は、裁判官の公平かつ適正な職権の発動を信じ、それがひいては、「原告においてはそれらの主導権が、当初の選択の誤りを新たな訴訟で回復する手間を避けさせうる」となりうる、その相手方においては、それらの主導権は、誤った防御方法による権利の取り返しのつかない喪失を免れさせ

るのである」と結んでいる(『<sup>n</sup>。42)。



三 おわりに

以上で拙い紹介を終わらせていただくが、筆者自身の誤訳・誤解により、著者の意図を十分に明らかにしえなかつたことを恐れている。

本論文は、最後にも触れたように、著者自身の見解がそれほど明確に出されてはいないがゆえに、なにかいま一つ訴えかけてくる迫力に欠けるところがある。がしかし、そのような非難は当らないであろう。本論文が自らに課した限界もさることながら、学説・判例の緻密な分析に基づく著者の慎重な態度が、かような抑制的表現となつて現れてるのである。今後の展開が期待されるところである。

として裁判官の権限との関連で論じた Normand 教授の論文を紹介することを通じて、それに関連する様々な問題を、若干違った角度から考え方直すきっかけともなればとの意図で草したものにすぎない。<sup>(30)</sup> 裁判官の職権強化の是非は、直接的に訴訟観とも関連し、他方で長期的な訴訟政策的配慮を要する民訴法上の大問題の一つであり、本稿がそれにいかほどの寄与をなしえたかは定かではないが色々と御指摘、御教示をいただいたうえで、不備な点を今後の課題としてさらに研究を深めてゆきたいと考えている。

- (30) なお、西ドイツでも近時、協働主義(Kooperationsmaxime)といふ名の下に、裁判官の後見的機能を強調する考え方がある。Wassermann, [Stürner] 等によつて提唱されているが、これが本稿で取り上げたフランスの対審主義などと関連するのか（思想的基盤はともかく、結果的には同じ方向を目指しているのか、あるいはそれとは似て非なるものなのか）、その歴史的・社会的意義を比較検討してみると必要であるようと思われる。

ことながら、学説・判例の緻密な分析に基づく著者の慎重な態度が、かような抑制的表現となつて現れて いるのであろう。今後の展開が期待されるところである。